

議案第61号 訴えの提起について

1 経緯

令和5年10月11日、三精テクノロジーズ株式会社(以下、「被告」という。)の作業担当者が、川西市(以下、「原告」という。)と締結した修繕請負契約(以下「本件請負契約」という。)に基づき、みつなかホール内のホール天井部において舞台機構修繕業務の下見を行っていた。その際に、天井部に設置された感知器のセンサーが反応し、感知器と連動したスプリンクラーが作動したことにより、スプリンクラーから大量の水が噴出し、舞台や舞台周辺の機材、階下の部屋等が水浸しになる事故(以下「本件水損事故」という。)が発生。みつなかホールは全館休館に陥った。

令和 6 年度・7 年度において、本市の顧問弁護士との協議の元で、被告代理人宛てに本件水損事故に係る照会を実施したが、双方で見解は異なっている状況であった。

そこで、責任の所在について客観的な判断を求めるため、訴えを提起するに至った。

2 内容

(1)訴えの内容

請負契約に係る債務不履行を理由とする損害賠償請求事件

(2)事故発生の原因

ア 被告の作業担当者が事前確認作業を行う際、舞台ホール上部にて作業を実施していた。

イ 作業中、下手側に設置された感知器のセンサーが遮られたことで、スプリンクラーが作動した可能性が極めて高い。

ウ 消防の調査により、舞台ホール下手側の感知器の反応が事故原因と確認された。

(3)被告の過失

ア 修繕業務の実施にあたり、被告は施設を毀損しないよう契約上の注意義務を負う必要があった。

イ 実際は、感知器の場所に注意を払わず作業を実施し、感知器を遮ったことでスプリンクラーが作動。本件水損事故を引き起こした。

ウ 本件は被告の注意義務違反によるものであることが明らか。

3 損害額

損害額合計・・・79, 791, 456円

請求内容	金額	備考
①既実施 設備修繕(重要度高)	61, 967, 850円	
②未実施 設備修繕(中、低)	修繕実施後の確定額	
③施設停止による予約減少分	17, 006, 490円	R4年10月～R5年9月の収入と比較
④施設使用者補償に係る金額	817, 116円	

※未確定分の金額は今後追加での請求が可能。その際は再度議案として提出予定。

(参考)財団の損害額・・・1, 153, 954円

請求内容	金額	備考
①チケット返金手数料・友の会返金等	69, 494円	返金にかかる郵送料等
②共催事業返金手数料	38, 200円	事業中止にかかるチケット返金額
③財団事業運営費用(施設管理関係)	84, 322円	
④財団事業運営費用(自主事業経費)	591, 785円	中止・振り替え対応にかかった費用
⑤財団事業運営費用(人件費)	370, 153円	